



発行 東村山市 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3  
編集 経営政策部秘書広報課

電話 042-393-5111(代表)  
FAX 042-393-6846(代表)

ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



新

春

対

談



渡部 尚  
(東村山市長)

柳亭こみち  
(落語家)

明けましておめでとうございます。皆さんにおかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、「市報ひがしむらやま」1月1日号では、平成29年9月に落語家として最上位の真打ちに昇進した柳亭こみち師匠との対談をお届けします。(対談は2・3面に掲載)

こみち師匠は東村山育ちで南台小学校から富士見小学校、東村山第一中学校と進学し、会社員を経て落語の世界に入門しました。また、こみち師匠は2児の母でもあり、子育て真っ最中の働くお母さんです。対談では、落語家を目指したきっかけや厳しい修行時代、今後の抱負などについて、はなし家らしく時折ユーモアを交えながら語っていただきました。こみち師匠の人柄あふれる対談をぜひご覧ください。

※平成29年8月30日の対談を再構成しています。

## 年頭のごあいさつ



伊藤 真一  
(東村山市議会議長)

明けましておめでとうございます。市民の皆さまにおかれましては、輝かしい新年をお迎えになつたことと、東村山市議会を代表して、心からお慶び申し上げます。

「地方自治は民主主義の学校である」とは、イギリスの政治家、ジェームズ・ブライスの有名な言葉です。地方自治法施行から70年目の昨年、あらためて住民参加の自治を考えさせられたのは、高知県大川村の「村議会廃止、村民総会の導入が検討される」との報道でした。地方自治法上、市議会の廃止は認められません。大川村の直面した課題には「そもそも議会とは住民にとって何なのか」という、根本的な命題が私たち議員に突き付けられたように思えてなりません。

平成12年に地方分権一括法が施行され、法的に国・都(県)と対等な立場となった市区町村には、その後いくつかの行政上の権限が委譲されています。それに伴い、議会の権限と責任は飛躍的に高まっています。

その認識に基づいて、東村山市議会は平成26年に「議会基本条例」を施行し、「市民に開かれた議会」を目指して必要な改革を続けてまいりました。しかしながら、今年の春で施行から4年になりましたが、当初目指した真の議会像には、まだまだ道半ばといえます。

今年には議員同士の議論をもっと活発化させ、市民の皆さまにとって議会が何を理解しているのかを、何をすべきかをもっと理解していただける一年にしたいと思います。

今後とも、市民の皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。結びに本年が皆さまにとって、実り多き年となりますことを心より祈念いたします。年頭のごあいさつとさせていただきます。